

リフレッシュ旅行補助制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人香川県教職員互助会定款第4条(1)の規定に基づき実施するリフレッシュ旅行補助金(以下、「補助金」という。)の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助の条件)

第2条 会員(当該年度に補助金の交付を受けた会員を除く。)が、当該会員の会員期間が5年、10年、15年、20年、25年、30年及び35年に達した日の翌日の属する年度に旅行する場合において、その旅行に要する経費(家族を同伴する場合は、その旅行に要する経費を含む。)の一部を予算の範囲内で補助するものとする。

2 会員期間が21年から34年に達した会員(会員期間が25年及び30年に達した会員を除く。)が60歳到達により退職する場合に、その退職年度に旅行する場合において、その会員期間に応じてその旅行に要する経費(家族を同伴する場合は、その旅行に要する経費を含む。)の一部を予算の範囲内で補助するものとする。

(補助金の額等)

第3条 前条に規定する補助は、次の各号に掲げる会員の区分に応じて、当該各号に掲げる金額以内で旅行に要する経費以内の額とする。

- (1) 会員期間が5年に達した会員 10,000円
- (2) 会員期間が10年に達した会員 10,000円
- (3) 会員期間が15年に達した会員 10,000円
- (4) 会員期間が20年に達した会員 10,000円
- (5) 会員期間が25年に達した会員 10,000円
- (6) 会員期間が30年に達した会員 50,000円
- (7) 会員期間が35年に達した会員 10,000円

2 前条第2項に規定する補助は、次の各号に掲げる会員の区分に応じて、当該各号に掲げる金額以内で旅行に要する経費以内の額とする。

- (1) 会員期間が21年から26年に達した会員 10,000円
- (2) 会員期間が27年に達した会員 10,000円
- (3) 会員期間が28年に達した会員 10,000円
- (4) 会員期間が29年に達した会員 15,000円
- (5) 会員期間が31年から34年に達した会員 10,000円

3 前2項の補助金は、一般財団法人香川県教職員互助会が指定する旅行会社の店舗において旅行を手配する場合に、交付するものとする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の申請は、会員が「様式1 リフレッシュ旅行補助金交付申請書」(以下、「交付申請書」という。)を提出することにより行う。

(補助金の交付の決定)

第5条 理事長は、前条のリフレッシュ旅行補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、対象者と認められる者に補助金の交付の決定をするものとする。

2 理事長は前項の規定により補助金の交付を決定したときは、その旨を所属所長を経由して当該申請者に通知するものとする。

(特殊の期間の通算)

第6条 会員が出向等により、会員でなかった期間のうち、次に掲げる期間は第2条の会員期間であったものとみなす。

- (1) 香川県職員互助団体に関する条例(昭和38年香川県条例第22号。(以下、「条例」という。))

第2条第1号又は第3号に規定する互助団体に加入していた期間

- (2) 香川県内の国立学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項に規定する国立学校をいう。）に勤務していた期間
 - (3) 高松第一高等学校に勤務していた期間
 - (4) 都道府県間の人事交流により他都道府県に勤務していた期間
 - (5) その他理事長が認めた期間
- （補助の条件の緩和）

第7条 理事長は、特に補助金の交付をすることが必要であると認めた者については、第2条の規定にかかわらず、補助の条件を緩和することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年4月1日（以下「実施日」という。）から実施する。
- 2 実施日の前日において会員期間が30年以上である会員が理事長の定める期間内に、県外に旅行する場合には、その旅行に要する経費の一部を予算の範囲内で補助するものとする。
- 3 前項の補助を行う場合には、第3条第1項第5項の規定を準用する。
- 4 実施日の前日において会員期間が25年以上である会員（会員期間が30年に達したこととなる日以前に退職する者に限る。）が当該会員の退職年度に県外に旅行する場合には、その旅行に要する経費の一部を予算の範囲内で補助するものとする。

この場合において、第2条中「会員期間が10年、15年、20年、25年又は30年に達した日の翌日の属する」とあるのは「退職」と読み替えるものとする。

- 5 前項の補助を行う場合には、第3条第1項第4号の規定を準用する。
- 6 会員が、条例に規定する互助団体からこの補助金に相当するものを受けたことがある場合は、この要綱による補助金を請けたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年4月1日（以下「実施日」という。）から実施する。
- 2 実施日の前日において会員期間が30年以上である会員（改正前の永年会員記念旅行補助制度要綱（以下「改正前の要綱」という。）附則第2項に該当する者を除く。）が理事長の定める期間内に、県外に旅行する場合には、その旅行に要する経費の一部を予算の範囲内で補助するものとする。
- 3 前項の補助を行う場合には、第3条第1項第5項の規定を準用する。
- 4 実施日の前日において会員期間が25年以上である会員（会員期間が30年に達したこととなる日以前に退職する者に限り、改正前の要綱附則第4項に該当する者を除く。）が当該会員の退職年度に県外に旅行する場合には、その旅行に要する経費の一部を予算の範囲内で補助するものとする。

この場合において、第2条中「会員期間が10年、15年、20年、25年又は30年に達した日の翌日の属する」とあるのは「退職」と読み替えるものとする。

- 5 前項の補助を行う場合には、第3条第1項第4号の規定を準用する。
- 6 実施日の前に、改正前の要綱の規定により受けた補助金は、改正後の永年会員記念旅行補助制度要綱の規定による補助金とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年3月5日から施行する。ただし、第3条第1項第1号については、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成10年3月5日以降に退職する会員で、会員期間が30年に達したことにより、本要綱に基づき、永年会員として70,000円に相当する額の旅行券の交付を受けている者又は70,000円に相当する額の旅行券の交付を受けていない者に対しても、5,000円に相当する額の旅行券を交付する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月12日から施行する。ただし、改正後の第2条第2項及び第3条第2項の規定については、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。